

令和3年度 第5回丹波市人権行政推進審議会会議録（摘録）

日 時：令和3年10月14日（木）午前10時開会～午前11時15分閉会

場 所：氷上住民センター 大会議室

出席者委員：森秀樹会長、足立儀明職務代理者、金川方子委員、高畑豊代子委員、山本育男委員、
藪猛委員、瀬尾せつ子委員、細田哲子委員、増南文子委員、村上幸子委員

欠席者委員：亀井剛委員、上村行男委員

事務局：まちづくり部長、まちづくり部人権啓発センター所長、副所長兼人権推進係長、隣保
館係長、人権啓発センター職員

傍 聴 人：なし

報告事項：（1）第3次丹波市人権施策基本方針「第4章」の記載内容（案）について

- ① インターネットによる人権侵害
- ② 性的マイノリティの人権
- ③ その他の人権課題

（2）第3次丹波市人権施策基本方針「第5章」の記載内容（案）について

協議事項：（1）「第4章 人権課題への取組」の記載順について

（2）第3次丹波市人権施策基本方針（案）について

資 料：【資料1】前回審議会での意見・指摘事項への対応表

【資料2】第3次丹波市人権施策基本方針（案）

1 開会

- ・開会あいさつ
- ・委員12名中10名の出席により、会議が成立していることの確認（丹波市人権行政推進審議会設置条例第5条第2項）。
- ・資料の確認

2 会長あいさつ

ご出席いただいたことに感謝する。

一昨年にこの会議が始まり、コロナ禍の中、2年に渡って議論してきた。その間、市長が代わったり、事務担当者が代わったりしたが、皆さん熱心にご議論いただき、なんとかこの基本方針の原案というものが出来上がってきた。本日は、この中身についてご意見をいただくという趣旨となるが、よろしく願います。

【会議公開・非公開の決定について】

審議にあたっては、特段個人情報が特定されることはないため、公開とする。なお、議論を進めていく中で個人が特定されるような内容となった場合には、非公開とする旨を確認する。

3 報告事項

(1) 第3次丹波市人権施策基本方針「第4章」の記載内容（案）について

- ① インターネットによる人権侵害
- ② 性的マイノリティの人権
- ③ その他の人権

(2) 第3次丹波市人権施策基本方針「第5章」の記載内容（案）について

事務局より資料1、資料2に基づき報告

4 協議事項

(1) 「第4章 人権課題への取組」の記載順について

事務局より資料2に基づき説明

【意見要旨】

会長

ただ今、事務局から説明があった。以前に、この個別課題の順序について議論してから、随分時間が経っている。目次をご確認いただきたい。同和問題、女性の人権から始まり、その他の人権課題と、順に議論を進めてきた。個別課題の順序については、後日審議すると申し上げていたので、改めて審議したいと考えている。

前回このことを議論してから、話し合いを重ねてきたので、考え方を共有できる部分があるのではないかと考えるので、ご意見のある方、よろしく願います。

委員

差別は色々な人の努力によって、簡単な言葉でいうと「少なくなっている」と感じている。10年、20年単位で考えると、解決しつつあると思う。12頁下から3行目、現状と課題のところ、「差別意識や忌避意識が残っている」とある。このような考えではなく、はっきりと「少なくなっている」としたほうがよい。全体的には、私たちの青年の頃から比べると、徐々にではあるが解決の道になってきていると思う。皆さんの意見はどうか。そのような意見でない方がおられれば、話しあえばよいと考える。私は、「少なくなっている」とか「散見できる」といった、すこしずつでも解決しているという表現の方がよい。

会長

ただ今のような意見については、改めて出していただいてもよいと考えるが、申し訳ないが、今の議題は、第4章の個別課題の記載順序についてであり、1番目は同和問題でよいのか、2番目は女性の人権でよいのか、ということについて意見をいただきたい。

今のご意見については、一方で「進展している」という記述もあり、両方の記述があると思っている。

委員

分かった。

委員

記載順はこの順でよい。同和問題を考えていく中で、日本の社会の中の様々な課題が見えてきたと考える。また、「見る目」、「視点」もはっきりし、ここに挙げられている課題はどれもぶれていないものばかりである。

委員

1番目に同和問題がきている。意識調査をされたと思うが、この問題を考えるにあたっては、科学的な根拠がある方がよいと考え、その一つが意識調査ではないかと考える。今、意見があったように、どの問題もとても重要なものであると思う。しかし、順序を考えるには、意識調査に基づいてした方がよいと考える。行政もどのような問題に力を入れるべきか、住民もどのようなことに今、関心があるのか、見極める必要がある。これまでと同じ順序というのではなく、その時期によって、何が重要な問題なのか、見極める必要がある。だから、意識調査を基にすべきであると考え。

委員

この順でよいと考える。先ほど述べられた意見も分かるが、やはり、同和問題が歴史も長く、一番基にあるものであり、この順がふさわしいと考える。

委員

この順がよい。

話は変わるが、以前も申し上げたが、「9 その他の人権課題」の「(8) 人身取引」という言葉について、法務省が使用しているから仕方がないとは思いますが、今回初めて取り上げられ、初めて見た人にとっては、表現が刺激的に感じられるのではと考える。もう少し、柔らかい表現ができないのかなと思う。

会長

その点については、例えば、注釈を入れる、具体例を示すといった対応が親切であろうか。確かに「人身取引」という言葉は、少し、ぎょっとする表現ではある。しかし「人身取引」ということが起こっていることは事実なので、そこからあまりかけ離れた柔らかい表現ばかりではいけないと思うが、内容も含めて、分かりやすく表現するという事で、事務局と調整したいと考える。

委員

どの課題も、その当事者にとっては、今すぐにでもなくしてほしい問題である。同和問題だけではない。アンケートで出てきた意識というものは、マイノリティの意識の表れでもあり、その人にとっては重要な意識であり、取り組んでいく順番ではない。

委員

法務省が示している順序では、「女性」から始まり、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」の順で、「同和問題」は5番目となっている。丹波市がこの順序にしないのは、丹波市としてやりたいこと、方向性が表れていることになり、この順序でよいと考える。

会長

今のご意見の中で、丹波市独自の思い、ということについて、先ほど出された、歴史的な経緯、色々な人権課題を考える上で考え方を提示してくれるという意味で理解してよいか。

委員

そのとおりである。

会長

他の委員の方も、どのように考えられるか、ご発言いただきたい。

委員

重要だから1番目、重要でないから9番目、ということではないと考える。どの課題もおろそかにしてよいということではない。そのように受け止めながら考えていけばよいと思う。

委員

この記載順については、違和感はない。ここに挙がっている人権問題は、個人の人に対するものであるが、同和問題については対象地域に住んでいる人全体に差別することによって個人につながる差別になると考えると、同和問題が1番目最初に来て、そこから様々な問題を考える必要があると感じている。この順番でよいと考える。

会長

よく言われることではあるが、自分で選ぶことが出来ない事情から差別を受けているということがある。自分はそうなりたくて、なったわけではないが、それが差別につながっていくという意味である。差別には理不尽な側面もあり、そのことを表し、我々に教えてくれる。同和問題を最初に置き、しっかりと考えるということだ。

委員

先ほど、国の方針では同和問題は5番目という話があったが、やはり、科学的根拠をもって示していく必要があると考える。社会問題を取り扱う上では、どこに関心があるのかということが大切である。全体的に考えて、同和問題を1番目に置くと言われているが、これが受け入れられるのか疑問である。

会長

問題点として、差別は当事者にとって問題であり、その当事者が少数者であるということがあり、数の大小で順位付けるのは難しいのではないのかという意見が出されている。もう一つ、人

権の問題を考えるときにどういうことをモデルにして考えるのか、という考え方が大事であるという意見がある。

委員が先ほど言われたように、この基本方針を読まれるのは一般の方であり、その関心というものを全く無視するということとはできないが、同時に、人権の問題を考えていく中、考え方、見方を教えてくれるものとしてこの記載順がふさわしいと考える委員の方が多いということも事実であるのかなと感じる。

他の委員のご意見も聞き、少なくともこの審議会の意見を決めていきたいと考える。

委員

この順序でよいと思う。アンケートに基づいてということもあるが、しかし、同和問題の話を聞く機会もまだまだある。丹波市独自として、1番目に同和問題でよいと考える。

委員

今70歳になっているが、私たちの世代は人権問題について学ぶ機会があまりなかった。都市部で育ったので、様々な人が周りに住んでおられた。今回、改めて学び、様々な意見を聞かせていただいた。順番は大切であろうが、やはり内容が大切であると思う。この順序でよいと思う。

会長

文章なので順番は付いてしまうが、それは、決して事柄の大小を表すものではないということが分かった。どういった観点で順序を付けるのかということについては、意見が分かれるところがある。丹波市としては、委員の多くの方の意見としては、同和問題から学ぶことは、様々な人権問題を考えるためにも、貴重な示唆を与えてくれ、歴史的経過や教育効果ということから考えると、今の事務局案のままでよいのではないのか、というものがどちらかというところ多く出された。この皆さんの意見から、私としては、このままでよいのではないのかと考える。違った意見が出されたが、こちらで行きたいと考えるのでご了承いただきたい。

委員

同和問題は長くあり、根深いものがある。必ずなくしていかなければならない問題であると考ええる。

会長

この審議会では、順序は関心で決めるのではなく、理由があり、丹波市ならではとしてこの順序でいくということである。この議題については、以上とする。

先ほどご意見があった「人身取引」の表現について、何か工夫は考えられるか。44頁には、「人身取引は、女性や子どもなど立場の弱い人のみならず、労働搾取や臓器摘出など、男性も被害の対象となり得る」とも記載はある。

事務局

国では「人身取引」という表現であり、括弧書きとして「性的サービスや労働の強要等」といった説明書きを加えて使用している場合もある。「トラフィッキング」という表現もある。

委員

一般の方が読まれた時に、「このようなことがあるのか」と思われるのではないかと感じる。説明があったほうがよいのではと考える。

会長

「強制労働」という言葉があるが、賃金の対価として仕事をするのではなく、否応なく借金を背負い、望まない仕事をするようになる、そのことだけだと契約の一種のようなものに見えなくもないが、まるで奴隷制度そのものであり、まさに「強制労働」である。「性的サービス」についても、やり方によってはまさに「人身売買」そのものとなりうる。

委員

「これはどういうことか」と思われた方が受け取れる情報がここに記載されていればよいと思う。

会長

「人身取引」という言葉は非常に大きな、重い言葉であり、「今でもこのようなことがあるのか」と思う方がいるのかもしれないが、「実はある」ということで、違和感があると思う。その「実はまだある」ということをうまく伝わるように、理解していただけるようにしていければよい。

委員

私もそのように感じたが、実は非常に重い事柄であり、だからこそ、「人身取引」という重い表現でもよいと感じる。

委員

「不作の時に子どもを売る」といった昔のことをイメージしたが、国の言葉としてもあるので、このままでよいと思う。

会長

「人身取引」の具体例を取り上げるなど内容を分かるようにするというのと、もう少しこのことを調べたいと思った時に、法務省などの出典先が分かるような注釈を加えるということではないか。

事務局

例えば、法務省の記載のある箇所を示すなど、工夫をする。

委員

人身取引を被害者だけでなく、そういった行為をする側についてもきちっと記載をすべきである。

事務局

44 頁の「人身取引」の記載の箇所、「現状と課題」の○の一つ目に、書き出しを「人身取引とは、〇〇である」とはっきりとするように修正する。それによって、「人身取引」とはこうであると理解していただけるのではないかと考える。また、より学びたいという方には、ホームページの情報を載せるなど対応する。

会長

事務局で修正していただき、委員の皆さんにお示ししていただければと思う。
すでに、協議事項 2 の内容に入っている。説明を事務局より願います。

(2) 第 3 次丹波市人権施策基本方針「第 5 章」の記載内容（案）について

事務局より資料 2 に基づき説明

【意見要旨】

会長

ただ今、事務局から説明があった。質問や意見を願います。

審議期間が長期にわたっており、最初の頃と取り扱いが違ってきている、ということもある。そういった点の指摘も願います。

5 頁目、「涵養」という言葉について、ふりがなを付けるということと、注釈を付けるということであったと思う。

事務局

注釈をつける。

追加で、修正の説明をする。

1 頁目の第 1 章の「1 基本方針策定の趣旨」とあるが、以前の審議会において、この方針の項目立てを説明した際には、「1 基本方針改定の趣旨」としていた。「改定」に修正する。

また、資料全体を通してではあるが、「セクシャル・ハラスメント」という表記と「セクシュアル・ハラスメント」という表記をしている。「セクシュアル・ハラスメント」で統一する。

会長

必ず意見を出してほしいということではないが、なかなか出にくい状況である。「会議を開催して、全員で議論したほうがよい」というような大きな意見が特になければ、それでよいと考える。ただし、このような表現の方がよいという箇所が散見されるので、再度、お目通しいただき、事務局まで連絡を入れていただきたい。

事務局

会長からのご意見のとおり、再度ご一読いただき、表記誤りなどがあれば、10 月末までに連絡

をいただきたい。よろしく願います。

委員

43 頁、「刑を終えて出所した人の人権」で、「保護司」とあるが、その後に「更生保護女性会」とあるので、「保護司会」のほうがよいと思う。

事務局

そのように修正する。

会長

皆さんからいただく意見で、非常に大きな文言修正の場合は、もう一度集まって協議していただく必要があろうかと考えるが、内容を変えないような文言修正であれば、事務局と会長の一任とさせていただきたいと考えるが、承知していただけるか。

全委員

構わない。

事務局

字句修正の連絡は 10 月末までによろしく願いたい。また、修正後の内容については、委員全員に郵送で送付させていただく。

5 その他

会長

今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

今回、ご確認いただいた資料 2 については、先ほど述べたとおり、10 月末までに連絡をよろしく願います。その後、修正した資料を郵送させていただきます。

今回の会議で、全般的な審議は終えていただいた。前回の会議でも少し説明したが、12 月下旬からパブリックコメントを 1 ヶ月間募集する。パブリックコメント終了後、その回答案を事務局で作成し、2 月上旬頃に次回審議会を開催し、パブリックコメントの結果及び回答、基本方針（案）の審議・決定したいと考えている。その後、市長へ答申となる予定である。

会長

今のスケジュールの説明について、質問・意見はあるか。

委員

パブリックコメントとあるが、それは、この方針を市民の方に示して、質問や意見を受けるということか。

事務局

そのとおりである。市役所や住民センターなどにこの方針の冊子を設置したり、ホームページに掲載し、1ヶ月間の期間を設けるということが市で決まっている。それにより、広く市民の意見を聞くということである。その意見を受け、方針を修正するかどうか、といったことを再度この審議会で協議していただくことになる。

会長

追加で盛り込む必要がある、といった意見が出された場合、どのような対応になるのか。

事務局

意見の内容を盛り込むのか、盛り込まないのかについて、審議会で議論いただくことになる。その前に、事務局で「このような内容で対応したい」という方針をお示しさせていただきたいと考えている。

会長

次回2月上旬に、パブリックコメントを受けて、その内容について協議していただく必要があるため、再度お集まりいただくこととなる。

最初に申し上げたように、2年に渡り、皆さんに熱心に取り組んでいただき、なんとか原案を市民の方にお示しできる形までできた。感謝申し上げます。本日の議題は終了させていただきます。

6 閉会

委員

本日は、熱心に審議をしていただきお礼を申し上げます。これをもって閉会とする。ご審議ありがとうございました。